

◎ 農地法第3条許可申請

農地等を農地のまま譲渡したり、貸借したりする場合。

【添付書類一覧】

| 種 別 | 申請者別 | 添 付 書 類 |
|----------------------------|--------------|--|
| 売買・貸借 | 譲渡人 (貸付人) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書（使用貸借は不要） ・ 実印（使用貸借は認印で可） ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など |
| | 譲受人 (借受人) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 認印 ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） ・ 営農計画書（新規就農者、遠距離通作者、市外居住者等の場合） ・ 通作経路図（遠距離通作者、市外居住者等の場合） |
| あっせん 交換 | 譲渡人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書 ・ 実印（使用貸借は認印で可） ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など |
| | 譲受人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 認印 ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） ・ 字図、案内図 ・ 固定資産評価証明書 ・ 市街化調整区域である証明 |
| 生前一括贈与 (納税猶予を 受ける場合) | 贈与者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産評価証明書（名寄帳で可） ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書 ・ 実印 ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など |
| | 受贈者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 戸籍謄本 ・ 認印 ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） |

☆ 圃場整備実施地区（換地登記未済地区）については、一時利用指定通知書が必要です。

☆ 法人が農地を取得する場合は、上記のほか法人登記簿等が、適格法人の場合は、更に「農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）」が必要です。